

令 和 7 年

政治倫理審査会會議録

令和 7 年 1 月 6 日

## 政治倫理審査会

開催日時 令和7年11月6日（木）

開会 午前10時00分～閉会 午前10時36分

### 出席者

#### 出席委員（13人）

会長 斎藤 誠（識見者）

副会長 大島佳奈子（識見者）

委員 くまき貞一（区議会議員）

委員 すどうあきお（区議会議員）

委員 金田よしあき（区議会議員）

委員 仲田みづき（区議会議員）

委員 永井朋子（区議会議員）

委員 さいとう尚哉（区議会議員）

委員 花見たかし（区議会議員）

委員 渡辺かつひろ（区議会議員）

委員 青木門斗（公募区民）

委員 加藤博昭（公募区民）

委員 長縄裕行（公募区民）

#### 委員外議員（2人）

議長 青木博子

副議長 石川さえだ

---

### 議題

- 1 議長挨拶
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長互選
- 6 正副会長挨拶

- 
- 7 現況等の報告について
  - 8 条例・規程について
  - 9 今後の審査会の運営について
  - 10 その他
- 

配付資料

進行順

資料1：審査会委員名簿

資料2：政治倫理条例の概要

資料3：条例・規程・指針

資料4：政治倫理審査会のHPの写し

資料5：くぎかいだより 295号、300号（政倫審開会記事）

---

午前10時00分開会

○区議会事務局次長

おはようございます。

ただいまから、東京都北区議会政治倫理審査会を開会させていただきます。

初めに、議題に入る前に連絡事項がございます。

1点目です。

本来、審査会の運営は会長が行うことになっております。本日は、新しい委員での最初の会議で、正副会長がまだ決まっておりませんので、決定まで事務局において進行させていただきます。

私は、本審査会の事務局を務めさせていただく区議会事務局次長の長塚と申します。よろしくお願ひいたします。

2点目です。

審査会での写真撮影です。

審査会の会議風景をホームページ掲載等のために写真撮影をさせていただきます。各委員に

おかげましては、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

3点目です。

審査会の会議録についてです。

会議は原則公開であり、審査会の活動内容を広くお知らせするため、会議録をホームページ上に掲載しております。

会議録の具体的な内容につきましては、北区の他の審議会等で公開されている会議録と同様に、発言者の名前が記載されない形で会議録が作成されます。おおむね2か月後にホームページ上に掲載する予定です。ご了承いただきたいと存じます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、クリップ止めそれぞれあるかと思いますが、まず政治倫理審査会の次第でございます。その中に資料1、資料2、資料3、資料4、資料5までございます。よろしいでしょうか。

資料の確認については以上でございます。

それでは、お配りしました次第に沿って議事を進めさせていただきます。

---

## ○区議会事務局次長

### 1 議長挨拶

本日は議長、副議長にもご出席いただいております。

まず初めに、北区議会を代表いたしまして、議長にご挨拶をお願いしたいと思います。

## ○議長

おはようございます。

本日は、政治倫理審査会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。座らせてご挨拶させていただきます。

本審査会の委員選出に当たりましては、議員から8名、識見者として2名の方々を選出させていただきました。また、公募委員として8名の応募があった中から選考委員会を経まして、3名の方々を選出させていただきました。

政治倫理審査会委員の任期は、本年10月28日から令和9年10月27日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

おかげさまで、政治倫理に関する条例を制定した平成10年から今日まで、審査に係る案件はございませんでした。しかしながら、近年のSNSの普及に伴い、その発信内容についての責任、ハラスメントの捉え方など、政治倫理に関わる社会情勢も大きく変化をしており、こうし

た状況を踏まえ、政治倫理や条例について、北区議会では今年度、意見交換会などを行っているところでございます。

私たち議員に求められる政治倫理は幅広く、申し上げたとおり、その時々の社会情勢も踏まえたものとなります。こうした政治倫理基準は、健全な議員活動の根本であることを肝に銘じ、区議会の運営、議員活動をしていきたいと考えておりますので、どうぞ委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

#### ○区議会事務局次長

ありがとうございました。

---

#### ○区議会事務局次長

##### 2 委嘱状の交付

委嘱状は、各委員の席上に配付をさせていただきました。

お手元に配付しましたものをご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

---

#### ○区議会事務局次長

##### 3 委員自己紹介

※委員の自己紹介を行う。

---

#### ○区議会事務局次長

##### 4 事務局紹介

※事務局の紹介を行う。

---

#### ○区議会事務局次長

##### 5 会長・副会長互選

政治倫理条例施行規程第9条第2項に基づき、会長及び副会長は委員の互選によるとしております。

互選に当たりまして、委員の皆様からご意見ございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。

#### ○委員

これまでも識見者の方に会長・副会長ご就任していただきまして、中立な立場から運営をしていただいておりましたので、今回も齋藤誠委員に会長、そして大島佳奈子委員に副会長をお願いしたいと思います。

○区議会事務局次長

ただいまご提案がございました。

他に発言のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○区議会事務局次長

それでは、会長に齋藤誠委員を、副会長に大島佳奈子委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

それでは、会長には齋藤委員、副会長には大島委員にお願いしたいと思います。

早速ですが、前の正副会長席に移動をお願いいたします。

---

○区議会事務局次長

6 正副会長挨拶

会長・副会長が決まりましたので、ここで会長のご挨拶をお願いいたします。

○会長

昨今の地方自治体をめぐる状況を拝見いたしますと、静岡県伊東市とか兵庫県、ここでの問題は、どちらかといえば首長側のプリミティブな問題でありますけれども、そのほかのいろいろな動向を見ますと、地方議会のよい意味でのジリツ、これは漢字で書きますと自分で立つということの自立と、あと自分で律するという自律、両方が非常にこれからも重要ではないかと考えておりますので、引き続き微力ながらお手伝いできればと考えております。よろしくお願ひいたします。

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

続いて、副会長、お願ひいたします。

○副会長

昨今ＳＮＳの発達によって、今まであまり問題にならなかつたようなことがいろいろと問題

にされるようになってきて、世の中が急速に変わってきているなと思います。この激動の世の中というんですかね、いろんな情報が氾濫して、様々変わっていく中で、1つ倫理的なものというものは多分変わらないと思うので、そういった点を踏まえて、こういった審査会で政治倫理を貫いていく、そういうお手伝いができればと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### ○区議会事務局次長

ありがとうございました。

会長・副会長をご決定いただきましたので、ここで議長、副議長は退席をさせていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、会長にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○会長

それでは、会長が会議を進行させていただきます。

---

#### ○会長

##### 7 現況等の報告について

区議会事務局次長より説明をお願いいたします。

#### ○区議会事務局次長

後ほどご説明いたしますが、本審査会は、審査請求があった際に開会されるものでございます。

昨年、令和6年11月7日に勉強会の目的で審査会を開会いたしておりますが、それ以降、本日まで区民、または北区議会議員からの審査請求はございませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

#### ○会長

審査請求事案がなかったということでご説明をいただきました。

この点につきまして、何かご質問ございますでしょうか。現況についてです。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### ○会長

## 8 条例・規程について

引き続き、区議会事務局次長よりご説明をお願いします。

### ○区議会事務局次長

本日は、新メンバーによる政治倫理審査会第1回目ということでございます。

委員の皆様の共通認識をお持ちいただきたく、北区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組について、条例の内容等を説明いたします。

資料2をご覧いただけますでしょうか。

資料2は概要版、そして資料3です。政治倫理に関する条例ほか条例施行規程等の条文の全文が掲載された資料がございます。

それでは、資料2、北区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組を用いて説明いたしますので、ご覧ください。

まず初めに、目的でございます。上段の四角囲みのところです。

目的としては、北区議会では、議員が区民の厳肅な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に、政治倫理に関する条例を平成10年に制定いたしました。

条例を定めた時点では、23区の区議会では初めての取組でございましたが、次に平成17年に新宿区議会も同様に制定している状況でございます。

昨今、不祥事や事件などの発生により、条例制定を検討する区議会が増えております。現時点では、23区の議会の中、北区、新宿区以外にも墨田区、豊島区、江東区、全部で5区制定しております。

次に、責務でございます。1つ下の四角囲みのところでございます。

左側が議員、右側に区民の方について記しております。

まず、議員の責務です。

区民全体の代表者として、区政に係る権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めなければならない。また、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない。

次に、区民の責務です。右側に記してございます。

先ほど議員の責務の2つ目と関連する部分ですが、区民が自己の利益、または第三者の利益、もしくは不利益を図る目的を持って、議員に対して政治倫理基準に反することとなる働きかけ

を行ってはならないと定めております。

続きまして、その下段に議員の政治倫理基準を四角囲みのところに記載しております。

1つ目、区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区職員の採用に介入するなど、その職務に関し、不当の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2つ目、区民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。

3つ目、区が行う売買、委託、請負の契約に関し、特定の個人及び企業、その他の団体のために、有利または不利な取り計らいをしないこと。

4つ目、兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法で定める兼業の禁止、または議長及び議員の除斥の規定を尊重することを規定しております。

この部分について、少し補足説明させていただきます。

まず、地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止でございます。

区議会議員、つまり地方議員は、地方公務員法の適用はございませんので、自ら営利企業を営むことは原則として認められております。

地方自治法の規定により、一部兼業が禁止されているというのが、こちらに記載がある地方自治法第92条の2です。

例えば、北区の議員自らが請負をするもの、また、その会社等の支配人、その立場でかつ区議会議員が区と契約関係にある業務の大半を占めているという密接な関係にあるといった場合には、兼業が禁止されている規定です。

ただし、法令では、区と300万円以上の契約は禁止されておりますが、300万円未満の契約であれば可能となっております。

また、次の地方自治法第117条の議長及び議員の除斥についてです。

議員は、議案に対し、議員自らが賛否の態度、賛成・反対と議案の場合には示す必要があります。議員の配偶者、両親、祖父母、子ども、孫、それと兄弟・姉妹の2親等以内の親族、または議員本人に利益・不利益になるような議案の審査のとき、または議員本人の身分に係る議案、そのような場合、その賛否の態度を表すところからは除かれる。そのような規定でございます。

地方自治法第92条の2及び第117条は、区民に対し、疑惑の念を生じさせるおそれがあることから、法律でも禁止されているというものです。

議員は、区民に対し、そのような疑惑の念を生じさせないように努めることを規定しているものが4つ目の内容でございます。

続きまして、5つ目です。

政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと、特に区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。これは議員本人も後援団体にも言えることでございます。

最後に、政治倫理基準に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもつて疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするように努めなければならないと規定しております。

議員の政治倫理基準は、議会の運営に関する規定については、地方自治法や公職選挙法で様々な制限、規制をされているところです。

一方、政治倫理基準につきましては、そのような禁止規定の上乗せという形で疑惑を持たれるおそれのある行為自体も行わないよう、一段高い倫理基準を北区議会では求めているといったものです。

大変恐れ入ります、裏面をご覧いただけますでしょうか。

先ほどご説明いたしました議員の政治倫理基準を継続、維持していくための手段として、議員の報告義務、区民の閲覧請求と、政治倫理審査会の2つの手段を用いて倫理向上に努める制度となっております。

まず1つ目、議員の報告義務、区民の閲覧請求です。

兼業・兼職報告書は、議員の方に毎年報告をお願いしているものです。こちらは区の議員以外に企業の役員、社長に就任している場合や、団体役員、顧問その他の職に就いているときに、毎年ご報告いただいているものです。

2点目、収支報告書の写しです。

政治資金に関しましては、政治資金規正法の規定に基づき、東京都選挙管理委員会に提出しているその写しを北区議会にも提出するものです。

以上の書類を区民が閲覧請求できるようにしたのが3点目となります。

次に、下段の四角囲みの政治倫理審査会の件です。

組織としては、委員13名で構成しています。議員からは8名、公募による区民の方は3名、学識経験を有する方は2名となっております。

任期は2年、本年の10月28日から2年後の令和9年10月27日までが任期となります。

本審査会は、原則公開の会議で傍聴が可能です。冒頭ご説明したとおり、会議録を作成し、くぎかいだよりと議会ホームページで区民に活動内容を公表しております。

こちらの資料、右側の審査請求の要件をご覧ください。

政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、その疑いを証する書類を添付して、有権者500人以上の連署をもって請求できる規定となっております。

北区の人口が約36万人、おおむね有権者数が29万人ですから、有権者の500人に1人程度の連署が必要になっています。

また、議員定数の8分の1以上については、北区議会の議員定数40名の8分の1以上、つまり5人以上の連署をもって請求があったときには、審査を行っていくというものです。

次の審査の内容です。中段のところになります。

審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告することが審査会の任務となります。また、政治倫理確立のため、必要と認める措置を勧告することができます。

勧告というのは、※印記載の4つの種類がございます。注意すべき、一定期間の出席を自粛すべき、議長、委員長などの役職、議会内の役職を辞任すべき、一番重いもので、議員を辞職すべき、以上4つの勧告を出すことができます。

なお、審査に当たりましては、90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならないということ。また、審査のため必要な場合には、当該議員または関係人に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができるとしています。

次の議員の協力義務・弁明では、審査事案に関わりました当該議員について記しております。

当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出、または会議へ出席請求がある場合、従わなければならぬということ。また、当該議員につきましては、審査会への弁明の機会が与えられるということになっております。

これらの審査に係る審査結果及び弁明書については、議長が公表することとなっております。

公表の媒体・方法として、くぎかいだよりの広報紙等や北区のホームページ等などで公表することとなっています。

以上が北区議会議員の政治倫理に関する取組の主な概要となっています。

雑駁ですが、ご説明をさせていただきました。

資料3については、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

## ○会長

どうもありがとうございました。

ただいま資料に基づきまして、政治倫理条例、それから、規程、きほどと読んだりすることもあるわけですが、規程などについて概観をご説明いただきました。

この点につきまして、ご質問などありましたら、挙手の上ご発言いただきたいと思います。

なお、次の項目、審査会の今後の運営について、9のところでも説明がありますので、その後でまとめてご発言されても結構ではあります、8の説明の段階で、何かご質問等ございましたらご遠慮なくお願ひいたします。いかがでしょうか。

## ○委員

今ご説明いただいたのを資料3を参照しながら見ていたんですけども、その中の政治倫理審査会の設置の中で、審査会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするという秘密保持の話があるんですけども、ちょっと細かいんですけども、秘密の定義ってどうなっているんですかね。これは秘密ですって都度言っていただけるのか、そのところちょっと気になるんです。それから、退いた後も守りなさいと言っていて、普通、民間とかだと何年間とかあるんですけども、そういうのも無期限に見えますし、この頃秘密のことうるさいんで、確認しておきたいです。

## ○会長

念のため確認いたしますと、今のご発言は資料3、政治倫理条例ですね、政治倫理条例の下のページ数で言いますと、おめくりいただいて2ページ、ここに記載があります第5条の6項ですね。ここで秘密ということがあります、それについてのご質問ですが、事務局、いかがでしょうか。

## ○区議会事務局次長

具体的なものについては、個々に審査があった段階にということになりますが、基本的に考えられることは例えば個人情報のところですとか、あとはやはり個人に関するやはり問題、本人に関する細かい内容についてだと、今のところでは認識しているところです。

以上でございます。

## ○会長

あともう一点、その職を退いた後というのがいつまでなのかということについて、何か基準があるのかというご質問ありましたが、その点はいかがでしょうか。

## ○区議会事務局次長

失礼いたしました。そちらの基準については、特に定めておりませんが、生涯続くものと考えております。

以上でございます。

○委員

分かりました。都度説明があるということでいいですね、これは。今の話だと。要するに個人情報とか何々というのは大体は分かれますけども、いわゆる今のところはこの範囲は秘密なんで、皆さん、お願いしますと都度あるというふうに解釈しますけれども、よろしいですね。

○区議会事務局次長

そのとおりでございます。

○会長

そうしましたら、ほかにご質問、この段階でおありでしょうか。よろしいですか。

先ほど申しましたように後ほどでも結構ですので、お気づきの点があれば、またお願いいたします。

---

○会長

9 今後の審査会の運営について

区議会事務局次長より説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長

事務局次長です。

まず1点目、今後の日程についてです。

審査会は、先ほどご説明させていただきましたが、区民の有権者、または議員からの審査請求に基づき、議長を通じて開会するものです。

ただし、事務局としては、審査請求がない場合でも、年に1回程度は勉強会といった形で審査会を開催させていただきたいと考えております。

具体的な内容につきましては、会長、副会長とご相談して決めていきたいと考えております。このことについて、各委員のご了承をいただきたいと存じます。

○会長

そうしましたら、ただいまのご説明、案件があれば開催、それがなくても年に1回程度は現況説明、それから勉強会ということで開催したいということでした。

何かこの点について、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長

そうしましたら、今後の審査会の運営につきましては、ただいま事務局から提案のあった運営案、この方針でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

委員の皆様のご了承をいただいたものと了解いたします。

○区議会事務局次長

続きまして、2点目のことをご報告させていただきます。

くぎかいだより、ホームページへの掲載についてです。

冒頭に写真撮影と会議録についてご説明をさせていただきました。

審査会の活動の模様について、北区議会の広報紙くぎかいだよりや、区議会ホームページ等で審査会の委員の名前と審査会を記した画像、会議録を掲載いたします。

本日資料4として、区議会ホームページの掲載のページの写しと、資料5として、過去に審査会の記事を掲載したくぎかいだよりの写しを配付いたしました。このように掲載する予定ですので、こちらのほうもご了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

○会長

今の点、くぎかいだより等への公開ということについてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

---

○会長

10 その他

事務局からお願ひいたします。

○区議会事務局次長

それでは、事務局からでございます。

先ほど審査会の正副会長をご決定いただきましたので、正副会長を掲載いたしました名簿を配付させていただきます。

お配りしました。皆様、よろしいでしょうか。

こちらのほうは以上でございます。

○会長

それでは、審査会についての本日の議題は終了しましたので、これをもって審査会のほうは閉会させていただきます。

午前10時36分閉会